

大臣了

次官也

至急

儀典課長

文書課長

會計課長

(分類)

電 信 案	印南 部 二 軍 事 基 地 ヲ 獲 得 シ 自 軍 ヲ 進	東 亞 共 榮 圈 確 立 ニ 邁 進 セ ン ガ ル 佛	帝 國 政 府 ハ 最 近 ノ 緊 迫 セ ル 國 際 情 勢 力 ニ 対	電 送 第 26634 號	主 管 南 洋 局 長 齋 藤	昭和16年7月	分 發
						主任 齋藤	發 松 岡 大 臣
外 務 省				件 名 在 而 多 在 為 民 引 揚 ニ 係 ル 件	記 録 件 名	發 松 岡 大 臣	

電信課長

發電係

16-4

駐セシルポートニ廟議決定ニ十日<sup>（西）</sup>ラウイ<sup>（東）</sup>ニ政府  
 ニ其ノ七日申入シタルガ左ハ英米ノ妨害アルトモ之  
 フ排除ニテ實現セントスル帝國政府ノ固キ決意  
 ノ下ニナサシタル決定ニシテ佛政府及佛印当局ノ及  
 対アル場合ニ於テモ之ヲ強行セントスルモノナリ  
 右申入ニ対スル流否ノ回答ハ日本時間二十日  
 中ニ之ヲ取りツクル様目下交渉中ナルモ帝

（日本標準規格 B6） S 1.7.0.0-14 222

外務省

カシタシ  
 ナルニ件書員官ハ右内<sup>（イ）</sup>ノ上左記予メ準備シオ  
 ラズ左内民ハ一應<sup>（イ）</sup>中高雄迄引揚クル方針  
 国トシテハ進駐カ手組的ナルト老力的ナルトニ拘ハ

記

甲 西貢（旧管轄区域ニ依ル）  
 一 引揚勸告（命令ニ非ザルモ成ルカ<sup>（イ）</sup>全員引揚  
 ゲシムルコト）ハ二十一日之ヲ完<sup>（イ）</sup>ニ二十四日未明出帆ノ

（日本標準規格 B6） S 1.7.0.0-14 223

外務省



電信案

外務省

乙、河内(旧管轄区域ニ依リ)

系別トシテ引揚ガ行ハル又、順

化等遠隔ノ地ニ在ル者ハ河内

ニ引揚ガハルコトトス

丙、西貢ニ別便ニテ托送ス

日本標準規格 B6) 6 1,7,0,0-14 226

REEL No. A-1077

0131

アジア歴史資料センター

外機密

5通

陸海

電信寫

昭和18 二〇七八六 (暗) ヴイシー 七月十七日後發

本省 十八日後着

松岡外務大臣 加藤大使

第三七六號 (大至急) 前長符號級

往電第三七五號ニ關シ

十七日午前「ダurlラン」副總理ヲ往訪本使ヨリ今同ノ提案ハ緊迫セル情況ノ下ニ爲サレタルモノニテ帝國トシテハ至急南方ニ強キ地歩ヲ堅ムルコト絶對ニ必要ナレハ不幸萬一ニモ佛露ノ協力ヲ得ル能ハス否定ノ回答アル如キ場合ニモ我方トシテハ既定ノ方針及用意ニ從ヒ軍事的措置ヲ執ルノ已ムナキニ至ルヘク右ノ帝國政府ニ好マサル所ナルモ取クセハ悲ムヘキ結果ヲ惹起スヘキヲ以

テ佛露ニ於テモ右ノ事情ヲ斟酌セラレ是非共我々受諾セララルル機微度シト説示ン更ニ今次申入ハ軍事行動ニ關スルコトニモアリ帝國政府トシテハ重大ナル手續ヲ踏ミテ決定シタルコトナレハ内閣辭職ノ如キ場合ニモ何等影響ナカルヘキコトニ就キ附言度シト述ヘタルニ「ダ」ハ本件申入カ重大決意ヲ以テ爲サレ居ルコトハヨク承知シ居ルモ本件ハ直接佛露間全般ノ軍裝競争ニ關シアレハ佛露トシテモ困難ナル點解了解アリ度ク何レニセヨ軍事行動ノ上土曜日迄ニハ御回答マヘント答ヘタリ

S 1,7.0.0-14 228

S 1,7.0.0-14 227



外機密

極秘

總番 二六九四五 符 昭 科 十六 年 七月 十七日 後十 三十分 主 條一

電信課作成

在 加 薩 大 使

外機密

松岡外務大臣

第二八六號 極秘、館長符號扱

往電第二七六號ニ關シ

一 共同防衛ニ關スル議定書案及軍事上ノ協力ニ關スル交換公文案  
別電甲號及乙號ノ通

二 兩文書ハ署名又ハ交換ト同時ニ實施セラルルモノナルヲ以テ尋  
前ニ樞密院御諮詢ノ手續ヲ執ルヘキモノナリ依テ案文確定ノ上  
ハ直ニ全文電報アリ度シ

往電寫

S 1,7,0,0-14 231

三 議定書ハ公表シ交換公文ハ不公表トス  
四 共同防衛「ドロップ」スル場合ニハ軍事上ノ協力ニ關スル取  
極ハ極密議定書ノ形式ニ依ルコトト致度シ

S 1,7,0,0-14 232

REEL No. A-1077

外機密

極秘

總番一六九四六 (曙) 昭十六年七月十七日 後十時 卅 分發 第一

外機密

松岡外務大臣

在佛 加藤大使  
第二八七號 極秘、館長符號扱  
別電甲號

佛領印度支那ノ共同防衛ニ關スル日本國「フランス」國間議定書

案  
大日本帝國政府及「フランス」國政府ハ現下ノ國際情勢ニ鑑ミ佛領印度支那ノ領土及治安ニ對スル一切ノ脅威ハ同時ニ日本國ノ安寧及存立ニ對スル脅威タルノ事實ヲ確認シ右脅威ニ對シ佛領印度

往電寫

支那ノ安全ヲ確保センコトヲ希望シ左ノ如ク協定セリ

(新章)

- 一 兩國政府ハ共同シテ佛領印度支那ノ防衛ニ當ルコトヲ約ス
- 二 右共同防衛ヲ實行スル爲必要ナル軍事上ノ協力其ノ他ニ關シテハ兩國間ニ別ニ協議決定セラルル所ニ據ルモノトス

(新章)

本議定書ハ署名ノ日ヨリ實施セララルヘシ

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本議定書ニ署名調印セリ

昭和十六年、月、日即チ千九百四十一年、月、日



「イッシー」ニ於テ日本文及「フランス」文ヲ以テ本書ニ通テ作成ス

17.0.0-14 235

外機密

極秘

往電寫

總番二六九四四  
昭和十六年七月十七日午後十時三十分發  
符號(略)

在佛 加藤大使

對佛申入レノ件

第二八八號

別電名號

軍事上ノ協力ニ關スル秘密交換公文案

(往翰)

以書翰書上致候陳者本使ハ佛領印度支那ノ共同防衛ニ關スル日本國「フランス」國間議定書ニノ規定ニ從ヒ佛領印度支那ニ於ケル日佛間軍事上ノ協力ニ關シ兩國政府ニ到達セラレタル左記了解ヲ

松岡外務大臣

電傳操作成

17.0.0-14 236

REEL No. A-1077

本國政府ノ爲確認スルノ光榮ヲ有シ候

(新章)

(往電第二七六號ノ二、三、四ヲ列記ス)

(新章)

本使ハ閣下ニ於テ右了解ヲ確認セラレンコトヲ希望致候

(新章)

右申進旁本使ハ茲ニ重テ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬具

(新章)

昭和十六年(千九百四十一年) 月 日「ヴィッシー」ニ於テ

(返翰)

以書翰上致候陳者本日附貴翰ヲ以テ左記御通報相成敬承致候

(新章)

(往翰全文ヲ繰返ス)

本大臣ハ「フランス」國政府ノ爲右了解ヲ茲ニ確認スル旨閣下ニ

通報スルノ光榮ヲ有シ候

(新章)

本大臣ハ茲ニ重テ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬具

千九百四十一年 月 日「ヴィッシー」ニ於テ

大臣

松久使

26825

(分類)

電信課長

發電係

昭和十六年七月十五日 起草

20

主管 南洋局長

主任 第二課長

在タイ  
見么使

松岡大臣

電送第 26825 号

昭和十六年七月十五日

午後 16 時 16 分

宛 16 件

佛印共同防衛ニ関スル

議定書

第四〇二二

記録件名

發

今般帝國政府ハ南部佛印ニ於テ軍事基地ノ設

定並ニ皇軍進駐ノ爲佛政府ト交渉ヲ開始

セリ本件ハ出来得ル限リ平和裡ニ行フ所存

電信案

外務省

日本標準規格 B 1,7,0,0-14 239

ナルモ傳例之ニ應セザル場合ニ於テモ又英米ノ  
 妨害アル場合ニ於テモ強行セントスルモノナル處其ノ結果必然「タ  
 イ」國ニ於テ日本ノ實力ニ信賴ジテ日本トノ提携ニ進マントスル  
 傾向ト逆ニ其ノ獨立ニ不安ヲ感ジ第三國ヲ利用セントスル傾向ト  
 ヲ生スベク且ツ本件措置ヲ楔機トジテ英國ノ對「タイ」施策ハ一  
 層強化セラレ差シ當リ「タイ」ニ對シ軍事行動ヲ起スカ如キコ  
 トナジトスルモ政治的經濟的ニ新手ヲ打チ來リ結局「タイ」ハ日  
 英ノ間ニ處ジテ態度決定ヲ迫ラルルノ窮地ニ陥ルコトトナルベシ

電信案

外務省

仍ツテ我方トシテハ此ノ際「タイ」ニ對スル獨立ヲ脅カサントス  
 ル意圖ナキコトヲ明ニシ不必要ナル恐怖ヲ與ヘサル様注意スルト  
 トモニ近<sup>〇〇</sup>追セル我實力ヲ背景トシテ彼等ヲシテ日「タイ」提携ノ  
 巨ムナキヲ觀念セシムルノ要アリ是ガタメニハ極メテ微妙ナル考  
 慮ヲ要スルニ付若シ「ビブン」等ヨリ本件ニ關シ何等情報ヲ基ト  
 シ質問シ來ル場合ニハ左記趣旨ニ依リ應酬竝ニ指導セラレタシ  
 「印度支那ハ大東亞共榮圈ノ不可缺ノ一環ニシテ重要物資ノ供給

「右ハアリハ未<sup>〇</sup>知通<sup>〇</sup>報  
 ナキモ本件ノ推測トシ  
 不<sup>〇</sup>在<sup>〇</sup>ハアリ得<sup>〇</sup>ヘキ事ト  
 思<sup>〇</sup>考<sup>〇</sup>ス<sup>〇</sup>布<sup>〇</sup>ラ<sup>〇</sup>シ<sup>〇</sup>テ<sup>〇</sup>使  
 一<sup>〇</sup>個<sup>〇</sup>ノ<sup>〇</sup>觀<sup>〇</sup>測<sup>〇</sup>ト<sup>〇</sup>シ<sup>〇</sup>テ<sup>〇</sup>ハ  
 ト<sup>〇</sup>シ<sup>〇</sup>テ<sup>〇</sup>

電信案

外務省

地トシテ我方ノ最モ重視スル地域ナル處最近英佛關係ノ惡化トト  
 モニ佛印南部ニ於ケル「ドゴール」派ノ策動激化シ英國ノ外部ヨ  
 リノ策動ト相俟ツテ我方ノ地位ヲ脅カシ一步ヲ誤レバ「シリヤ」  
 ノ如クナル虞アル一方英米蘭支ノ經濟的軍事的ノ對日包圍陣ノ強  
 化ニ起因スル事態ハ帝國ノ自存自衛上最早猶豫シ難キ迄ニ切迫セ  
 リ今回ノ措置ハ右ノ如キ事態ニ對スル豫防的手段ナルコト  
 ニ日本ハ佛印ヲ占領シ若クハ其ノ主權ヲ侵害シ又ハ帝國ノ佛印

電信案

外務省

(日本標準規格B5) S 1,7,0,0-14 242

ニ關シテ締結セル諸條約ヲ侵犯セントスルモノニ非ズ唯佛本國ノ  
 現状ニ於テ佛印ヲ有效ニ敵性國家若ハ敵性分子ノ攻撃乃至策動ニ  
 對シ防衛シ得サル立場ナルニ鑑ミ帝國ハ佛ト共同シ若クハ要スレ  
 バ單獨ニテ之ヲ防衛セントスルモノナルコト  
 右帝國ノ措置カ「タイ」國ニ脅威ヲ及ホサス又帝國トシテ脅威ヲ  
 及ホス意思毫末モナキコトハ申ス迄モナシ否寧ロ本措置カ「タイ」  
 ニ對シ佛印ヨリ來ル脅威ヲ除キ且ツ其ノ他ノ第三國ヨリ來ルヘキ

電信案

外務省

(日本標準規格B5) S 1,7,0,0-14 243

REEL No. A-1077

0140

アジア歴史資料センター

電信寫

外機密

A 7.0092

昭和16 五四九八九 (暗)  
 廣東 七月十七日 後發  
 本省 十七日 夜着  
 高津總領事

松岡外務大臣  
 第二六六號 (外機密、暗長符號扱)  
 往電第二六四號ニ關シ  
 南支方面艦隊ハ近ク西貢方面ニ移動シ當方面ニ付テハ第三艦隊配備  
 ニ着ク由聞込ノ儘(了)

S 1.7.0.0-14

245

電信案

外務省

魯威ニ對シ帝國トシテ「タイ」ヲ有效ニ擁護シ進ンテ機至ラバ再  
 ビ「タイ」ノ失地回復ヲ援助シ得ル立場ニ立チ得ル次第ナルコト

(日本標準規格B5)

S 1.7.0.0-14

244



陸軍 海軍  
陸軍 海軍  
陸軍 海軍

外務省

(分類)

電 信 案	別電第一五三六 極秘 館長符号扱	件	名	宛	管
		追送ニ付スル件	皇軍ノ南部佛印	林相公儀 バライヤ	洋局長 第二課長
外 務 省	トスルハ最近ノ急変セル國際情勢ニ対処シ且テ帝國政府力不効ノ決意ノ下ニ本措置ニ出テ	記録件名	發	昭和十一年七月十七日起草	
	ノ自存自衛上絶対必要トナリ来ル南部佛印ニ		松岡大臣		

電信課長

發電係

昭和十一年七月十七日起草

17 100

(日本標準規格B5) 1.7.0.0-14

249

電  
信  
案

外  
務  
省

以上貴省所管ニ連中進出ノ結果ナシ前記交渉  
 二閣聯シ共地方官憲ヲ徒ラニ急機来ヲ叫ヒ又在留邦  
 人ヲ徒ラニ不安ニ配ラレサル様旨留意アリ度  
 仰事此迄、新案外、ハハハヤ

(日本標準規格B5) 1.7.0.0-14

248



電 信 案

國ノ地位ヲ危殆ナラシメ次第ニヨリテハ「ソビエト」ニ舞  
 ヲ演セシメントスル傾向觀取セラルニ至レリ況ヤ南方ニ  
 於テ英米蘭ノ合作ニ加ヘテ最近ハ英支同盟又ハ米空軍  
 對支積極的進出ノ如キエト傳ヘラレシク英米蘭支ニ依ル  
 對日包圍ノ態勢益々強化サレ將來蘇聯トモ結セツキテ  
 對日攻勢ニ出ワル可能性スラリ斯ル事態ニ備フルニモ  
 本相置ハ向ニ帝國ノ自衛上之以上ノ遷延ヲ許サル次第ナリ

(日本標準規格B5)

S 1.7.0.0-14

251

電 信 案

地歩ヲ獲得セシカガナリ 蓋シ英領各地蘭印及  
 比律賓等最近ノ態度ハ佛印及「タイ」ニ於ケル我方ノ  
 必需物資獲得ノ重要性ヲ愈大ナラシメ之カ確實ナル  
 取得ハ帝國ノ北邊問題タルニ至レリ然ルニ英米側  
 ノ及日的工作ハ益々露骨トナリ重慶政府ト軍事  
 的聯繫ヲ強化シ「タイ」國ヲ壓迫スル外佛印南部ニ於  
 テモ「ドゴール」派及華僑ヲ使喚シ同地方ニ於ケル我

外 務 省

(日本標準規格B5)

S 1.7.0.0-14

250

於テモ強行セントスルモノナリ  
 蓋シ帝國政府が大ナル決意ノ下ニ右措置ニ出テントスルハ  
 最近ノ急変セル國際情勢ニ対処シ且ツ帝國ノ自存自  
 衛上絶対必要トナリ来レル南部佛印<sup>地</sup>ヲ獲得  
 センカ為<sup>ナリ</sup>即チ英領各地比律賓及蘭印等最近ノ態度  
 ハ佛印及<sup>タイ</sup>ニ於ケル我方ノ必需物資獲得ノ重要性

電信案 外務省

(分類) 26870  
 電送第 26880 號  
 昭和 6 年 7 月 17 日 午後 9 時 3 分 發  
 主管南洋局長 任第二課長  
 發電係 昭和 6 年 7 月 17 日起草  
 17 101

件名	佛印通駐交渉通報
宛	香港 駐日英領事館
記録件名	松岡大臣
備考	令第一五三七 機密 外長官手帳

帝國政府ハ共同防衛ノ名目ニテ南部佛印ニ<sup>軍</sup>軍事  
 基地ノ設定及ヒ軍通駐ノ為メ<sup>少イニ</sup>政府ト交渉ニ決シ  
 去ル十四日申入ヲ為セリ本件ハ出来得ル限り平和裡ニ

電信案 外務省

ヲ愈大ナラシメ之ヲ確實ナル取得ハ帝國ノ死活問題タルニ  
 至レリ然ルニ英ノ及日的工作ハ益々露骨トナリ重慶政  
 府トノ軍事的聯繫ヲ強化シタリ國ヲ壓迫スル外佛印南  
 部ニ於テモドゴール此派々華僑ヲ使渡シ同地方ニ於ケル我  
 國ノ地位ヲ危殆ナラシメ次第ニヨリテハソリヤ等ノニノ舞弄ヲ  
 演セシメントスル傾向觀取セラルルニ至レリ況ヤ南方ニ於ケル  
 英米蘭ノ合作ニ加ヘテ最近ハ英支同盟又ハ米空軍對支

電信案

外務省

(日本標準規格 B6)

S 1.7.0.0-14

254

積極的進出ノ如キト傳ハレレ斯ク英米蘭支ニ依ル對  
 日包圍ノ態勢益々強化サレ將來蘇聯トモ結ヒツキテ對日  
 攻勢ニ出ヅル可能性アラリ新様ノ事徳ニ備フルガハニモ  
 本措置ハ洵ニ帝國ノ自衛上之以上ノ遠近ヲ許サ  
 サル次第ナリ但し我々  
 以上若干限リ以テ中述スル如クハ  
 解支方ハ英米特ニ英例トノ聲援ニ出末得ル限リ辭々必  
 十ニ付必要ニ依リテ措置ハ日本カ  
 支支局トナシテ南新伊所ヲ基礎トシ更ニ武力進出ノ

電信案

外務省

(日本標準規格 B6)

S 1.7.0.0-14

255



訪害アル場合ニ於テモ通行セントスルモノナル處其ノ結果必然「  
 イ」國ニ於テ日本ノ實力ニ信頼シテ日本トノ提携ニ進マントスル  
 傾向ト違ニ其ノ獨立ニ不安ヲ感ジ第三國ヲ利用セントスル傾向ト  
 ヲ生スベク且ツ本件措置ヲ模倣トシテ英國ノ對「タイ」政策ハ一  
 層強化セラレヤ蓋シ當リ「タイ」ニ對シ軍高行動ヲ起スカ如キコ  
 トナシトスルモ政治的經濟的ニ新手段ヲ打ち來リ給馬「タイ」ハ日  
 英ノ國ニ處シテ態度決定ヲ迫ラルルノ窮地ニ陥ルコトトナルベシ

電信案

外務省

仍ツテ我方トシテハ此ノ際「タイ」ニ對スル獨立ヲ背カサントス  
 ル意圖ナキコトヲ明ニスル必要ナル恐怖ヲ與ヘサル様注意スルト  
 トモニ<sup>1941</sup>進退セル我實力ヲ背景トシテ彼等ヲシテ日「タイ」提携ノ  
 已ムナキヲ觀念セシムルノ要アリ是ガタメニハ極メテ微妙ナル考  
 慮ヲ要スルニ付若シ「ビブン」等ヨリ本件ニ關シ何等情報ヲ基ト  
 シ質問シ來ル場合ニハ左記趣旨ニ依リ應酬並ニ指導セラレタシ

電信案

外務省

電 信 案

ニ對シテ我方ノ最も重要ナル地域ナル最近英佛關係ノ惡化トト  
モニ佛印南亞ニ於ケル「ドゴール」派ノ策動激化シ英國ノ外務省  
リノ策動ト相俟ツテ我方ノ地位ヲ脅カシ一步ヲ誤レバ「シリヤ」  
ノ如クナル虞アル一方英米露支ノ經濟的軍事的ノ對日包圍陣ノ逼  
化ニ起因スル事態ハ帝國ノ自存自衛上最早最速ニ應テ之ニ切迫セ  
リ今因ノ措置ハ右ノ如キ事態ニ對スル豫防的手段ナルコト

ニ日本ハ佛印ヲ占領シ若キタハ其ノ主權ヲ侵害シ又ハ帝國ノ佛印  
ニ對シテ締結セル諸條約ヲ侵犯セントスルモノニ非ズ唯佛本國ノ  
現狀ニ於テ佛印ヲ有セシ敵性國家若ハ敵性分子ノ攻撃乃至策動ニ  
對シテ防衛シ得ヤル立場ナルニ鑑ミ帝國ハ佛ト共同シ若クハ要スレ  
ハ單獨ニテ之ヲ防衛セントスルモノナルコト

以右帝國ノ措置カ「タイ」國ニ脅威ヲ及ボサヌ又帝國トシテ脅威ヲ  
及ボス意思毫末モナヤコトハ申ス迄モナシ否事日本措置カ「タイ」  
ニ對シ佛印ヨリ來ル脅威ヲ除キ且フ其ノ他ノ第三國ヨリ來ルヘキ

外 務 省

(日本標準規格B5)  
S 1,7,0,0-14 261

電 信 案

ニ對シテ我方ノ最も重要ナル地域ナル最近英佛關係ノ惡化トト  
モニ佛印南亞ニ於ケル「ドゴール」派ノ策動激化シ英國ノ外務省  
リノ策動ト相俟ツテ我方ノ地位ヲ脅カシ一步ヲ誤レバ「シリヤ」  
ノ如クナル虞アル一方英米露支ノ經濟的軍事的ノ對日包圍陣ノ逼  
化ニ起因スル事態ハ帝國ノ自存自衛上最早最速ニ應テ之ニ切迫セ  
リ今因ノ措置ハ右ノ如キ事態ニ對スル豫防的手段ナルコト

ニ日本ハ佛印ヲ占領シ若キタハ其ノ主權ヲ侵害シ又ハ帝國ノ佛印  
ニ對シテ締結セル諸條約ヲ侵犯セントスルモノニ非ズ唯佛本國ノ  
現狀ニ於テ佛印ヲ有セシ敵性國家若ハ敵性分子ノ攻撃乃至策動ニ  
對シテ防衛シ得ヤル立場ナルニ鑑ミ帝國ハ佛ト共同シ若クハ要スレ  
ハ單獨ニテ之ヲ防衛セントスルモノナルコト

以右帝國ノ措置カ「タイ」國ニ脅威ヲ及ボサヌ又帝國トシテ脅威ヲ  
及ボス意思毫末モナヤコトハ申ス迄モナシ否事日本措置カ「タイ」  
ニ對シ佛印ヨリ來ル脅威ヲ除キ且フ其ノ他ノ第三國ヨリ來ルヘキ

外 務 省

(日本標準規格B5)  
S 1,7,0,0-14 260

電信寫

五  
⑤

外機密

昭和16 二〇八五 (暗) 伯林 七月十八日午後  
 本省 十九日午前  
 豊田外務大臣 大島大使  
 第九一六號(至急、館長符號扱)  
 貴電第六四六號ニ關シ(對獨伊通報案)  
 昨十七日午湯書記官右關係電報ヲ大本營ニ携行シ來レルヲ以テ殿  
 場觀察ヲ終リ夕刻「リ」往訪ノ際要旨概譯セル書翰ヲ手交セル處  
 「リ」ハ佛政府ヨリ獨政府ニ對シ本件ニ關シ申入レアリタル時ハ  
 直ニ貴大使ニ通報シ御相談ノ上返事ヲ致スコトトスヘシ又「アベ  
 ツツ」大使目下大本營ニアルヲ以テ同大使ニモ委細申シ含メ置ク  
 ヘント答ヘタリ(了)

S 17,0.0-14

263

電信案

外務省

<p>脅威ニ對シ帝國トシテ「タイ」ヲ有效ニ擁護シ進ンテ儘至ラハ再        ビ「タイ」ノ失地回復ヲ援助シ得ル立場ニ立テ得ル次第ナルコト</p>
---

(日本標準規格B5)

S 17,0.0-14

262

外機密

昭和16 二〇九〇一 (暗)

本 省 七月十八日後發  
十九日後着

加藤大使

本

豐田外務大臣  
第三七九號 館長符號扱  
貴電第二七四號ノ三ニ關シ(對佛申入レノ件)  
西原「マルタン」協定ノ内容當時通報ニ接セサルニ付關係條項佛  
文ノ儘折返シ御同電請フ  
獨へ轉電セリ

S 1.7.0.0-14 264

電信寫

外機密

昭和16 二〇九一四 (暗)

本 省 七月十八日後發  
十九日後着

上村代理大使

豐田外務大臣  
第五一二號(館長符號扱)  
十七日連絡者「バトラー」外務次官ト會談セル處「バ」ハ獨逸開  
戰以來ノ日本ノ動向ニハ種々疑念アリタルカ結局日本ノ政策ハ相  
不變挑戰的ニテ先ツ印度支那ニ向フモノナルコト明瞭トナリ日英  
關係ニハ手ノ下シ様モナシト述ヘ連絡者カ之ヲ流言トシテ反駁セ  
ルモ「バ」ハ自分ハ備カナル情報ヲ有ス暫ク專態ヲ見ラシタシト  
テ耳ヲ藉ササリシ由(了)

電信寫

S 1.7.0.0-14 265



外機密

昭和18 二〇八七三 (暗)

羅馬 七月十八日後發  
本省 十九日前着

豊田外務大臣

堀切大使

第四六九號(極秘、館長符號抜)

獨宛實感第六四六號ニ關シ

安東フシテ「ブルナス」ヲ通シ極秘ノ含ミヲ以テ「チアノ」ニ本  
件ヲ申入レンメタル處「ブ」ハ歡迎ノ意ヲ表シ本件ノ成功ヲ希望  
スルト共ニ英米側ハ恐ラク反對宣傳ヲ爲シ特ニ米ノ態度ハ注目ニ  
備スヘキモ大ナル「リアクション」ハ無カルヘシト述ヘタルヲ以  
テ安東ヨリ本件ハ單ニ言論ニ止ラス相當ニ英米側ノ反動ヲ覺悟セ  
サルヘカラス之カ獨伊ノ爲牽制トナルハ言フ俟タスト答ヘタル處

電信寫

更ニ其ノ際今回ノ我カ政變ニ言及シ「インデルリ」ヨリハ未タ何  
等報告ナキカ右ハ如何ナル事情ニ依ルモノナリヤ新聞ニハ種々傳  
ヘラレ居ルモ當國ニ於テハ松岡外相ハ三國同盟ノ締結者トシテ感  
謝シ居ル次第ニシテ外相カ去ラルルコトハ日本ノ三國同盟政策ノ  
變更ヲ意味スルニアラスヤト憂慮スル向辭ナカラサルカ實見如何  
ト問ヘルニ付安東ハ今回ノ政變ハ國民的統一ノ強化ヲ意味スルモ  
ノニシテ何等日本ノ根本的政策ノ變更ニアラス寧ロ三國同盟ノ強  
化ナルヘキコトハ冒頭申入ノ日本政府措置ニ依ルモ明瞭ナルヘク  
松岡大臣ノ引退ヲ以テ三國同盟政策ノ變更ト見ルハ當ラサル旨說  
明シタル處更ニ「ブ」ハ松岡大臣引退スルトセハ右ハ日蘇中立條  
約ノ締結カ主要原因ナリヤト問ヘルヲ以テ日蘇中立條約ハ素々三

266

17.0.0-14

267

17.0.0-14



問に對して不明を示す(本)

三、(外)ノ派遣部隊行動ノ大綱左ノ如シ、陸軍部隊ノ一部及海軍艦艇、  
陸海軍航空部隊ノ各一部ヲ西貢及「ニャトラン」ニ入ラシメ且ツ  
陸軍部隊ノ一部ヲ「カブサンジャツク」附近ニ上陸セシメ又陸海  
軍航空部隊ヲ以テ上陸部隊トノ連絡ノ爲(本件連絡ハ我陸海軍航  
空部隊ヲ以テ佛印航空基地ヲ監視シ其ノ警戒裡ニ我部隊ヲシテ安  
全ニ上陸セシムル爲絕對ニ必要ナル措置ナリ貴使御含迄)佛印航

電信案

外務省

空基地ヲ使用シ其ノ連絡ノ下ニ陸軍部隊主力ハ直接西貢及「ニャ  
トラン」ニ上陸シテ駐屯豫定地ニ至ル(本項ハ先方ノ全面的承諾  
アル迄絕對ニ提示スベカラザルコト)三及四項モ同シ  
三、(二)ノ佛印軍トノ衝突ヲ避ケ度キ地點右ニ同シ  
四、派遣後ノ兵力配置狀況左ノ如シ、主力ヲ西貢附近(西貢市ヲ中心  
トスル相當廣範圍ノ地域ニ亘ル)ニ一部(約一ヶ大隊御含ミ迄)  
ヲ夫々「ニャトラン」及「ブノムベン」附近ニ配置シ航空及海運

電信案

外務省

電 信 案	外 務 省	ニ注意シ置カレ度									
		六以上五項全部ハ往電第二七六號書翰案ニハ含まレ居ラザル事項ナ									
		ルモ平和進駐ニ關スル絶對條件ナルニ付爲念									

日本標準規格B5) S 1,7,0,0-14 273

電 信 案	外 務 省	基地ニハ當該關係部隊及艦船(上陸ニ必要ナル總數ハ數十隻ニ達 スルモ残置艦船數ハ十隻以内ナリ航空機ハ當初二、三十臺以上御 含迄)及所要ノ警備部隊ヲ配置ス									
		五尙話合マトマリ平和的ニ進駐スル際軍入國方法ニ關スル現地細目 協定終了シ居ラザル場合ハ上陸後之ヲ行フ意向ニシテ(往電第二 七四號三ノ(ハ)末段參照)實際上右現地細目協定未終了ノ場合ト雖 モ上陸ハ決行スル次第ナルヲ以テ佛側ニ於テ此ノ點誤解ナキ様特									

日本標準規格B5) S 1,7,0,0-14 272

REEL No. A-1077

0155

外機密

昭和13 二〇八七三 (暗)

羅馬 七月十八日發  
本省 十九日前着

駐外務大臣

菊切大使

第四六九號 (極秘) 館長符號

御宛電報第六四六號ニ關シ

電信寫

安東ノシテ「ブルナス」ヲ通シ極秘ノ含ミヲ以テ「チアノ」ニ本  
件ヲ申入レンメタル處「ブ」ハ歡迎ノ意ヲ表シ本件ノ成功ヲ希望  
スルト共ニ英米側ハ恐ラク反對宣傳ヲ爲シ特ニ米ノ態度ハ注目ニ  
値スヘキモ大ナル「リアクション」ハ無カルヘント述ヘタルヲ以  
テ安東ヨリ本件ハ單ニ言論ニ止ラス相當ニ英米側ノ反動ヲ覺悟セ  
サルヘカラス之カ獨伊ノ爲牽制トナルハ言フ候タスト答ヘタル處  
更ニ其ノ際今回ノ我カ政變ニ言及シ「インデルリ」ヨリハ未タ何  
等報告ナキカ右ハ如何ナル事情ニ依ルモノナリヤ新聞ニハ種々傳  
ヘラレ居ルモ當國ニ於テハ松岡外相ハ三國同盟ノ締結者トシテ感  
謝シ居ル次第ニシテ外相カ去ラルルコトハ日本ノ三國同盟政策ノ  
變更ヲ意味スルニアラスヤト憂慮スル向辭ナカラサルカ貴見如何  
ノ間ヘルニ付安東ハ今回ノ政變ハ國民的統一ノ強化ヲ意味スルモ  
ノニシテ何等日本ノ根本的政策ノ變更ニアラス寧ロ三國同盟ノ強  
化ナルヘキコトハ冒頭申入ノ日本政府措置ニ依ルモ明瞭ナルヘク  
松岡大臣ノ引退ヲ以テ三國同盟政策ノ變更ト見ルハ當ラサル旨説  
明シタル處更ニ「ブ」ハ松岡大臣引退スルトセハ右ハ日蘇中立條  
約ノ締結カ主要原因ナリヤト問ヘルヲ以テ日蘇中立條約ハ素々三

S 17.0.0-14 275

S 17.0.0-14 274

REEL No. A-1077

アジア歴史資料センター

外機密

電信寫

國同盟ノ當然ノ發展トシテ考慮セラレタルモノニシテ締結後日ナ  
 ラスシテ獨逸戦争起リ日本國民心裡ニ不明確ナル印象ヲ與ヘタル  
 ハ事實ナルヘク日本國家カ一大決意ヲ爲シテ行動スルニ當リ此ノ  
 不明瞭ナル心理ノ存在ハ國民統一ノ見地ヨリ採ル所ニアラス但シ  
 日蘇中立條約カ松岡大臣退場ノ主要原因ナリトスルハ當ラヌト思  
 考スル旨答ヘ置キタル趣ナリ  
 獨ヘ轉電セリ

17,0.0-14 276

寫

電 信 案	外 務 省	ニヨリ我方態度ニ緩和乃至變化アルベシト期待スルコトアラバ却ヘ 定ニシテ内閣更迭ニヨリ變更ナキハ勿論ナリ若シ佛政府ガ外相更迭 今次政變ニヨリ外交政策ニ變化ナキハ素ヨリ對佛印施策ハ廟議ノ決 定ニシテ内閣更迭ニヨリ變更ナキハ勿論ナリ若シ佛政府ガ外相更迭	暗 至 急 第 二 九 四	電送第	號	主管
				年 月 日	時 分	南洋局長
				宛	在 佛	主任
				對佛印施策ニ關スル件	加 藤 大 使	第二課長
				件 名	發 松 岡 大 臣	昭和十六年七月十八日起草
				記録件名		
				號 值 秘 ( 館 長 符 號 )		

17,0.0-14 277

REEL No. A-1077

ツテ事態ヲ悪化セシムルニ過ギサルヲ以テカ、ル誤解ヲ抱カシメザ  
ル様御措置アリ度シ

電  
信  
案

外  
務  
省

(日本標準規格B5) S 1,7,0,0-14 278

REEL No. A-1077

0158

アジア歴史資料センター

秘

青森南博の長官

参謀總長及第一部長ヨリ

加賀陸大使火

三七四号別電ノ軍事ノ箇ノ細目

電即

一兵力四万

二派遣部隊行動ノ大綱

三伊甲軍トノ衝突ノ状況ニキル

四

ヲ至急ニ電セシメテ旨統帥上ノ

指示要ホナリト

局長ヨリ電送スルヤ又知シサレ

政変ニ然レ統帥上不利ヲ抱来

シテハ申込ナリ

（本夜別名シヤラサトキハ志願上  
天困リ又要ホナリキ、夕ニ時迄  
握者出来ズ不表表ナリ  
兵力電送スルトナリ）

至急ニ電ヲ傳来致シ

（三件ノ傳込既ノ点アリトモ甘受スル

由ナリ）

七、一八、二陸軍中代